

漁港漁場関係工事の 契約変更事務ガイドライン

令和5年3月
水産庁漁港漁場整備部

I 本編

I 本編

1. 策定の目的	1-3
◆適切な設計変更の必要性	
◆本ガイドライン策定の目的	
◆適用範囲	
2. 設計変更の基本事項	1-4
3. 設計変更の留意事項	1-5
(1)発注者の留意事項	
(2)受注者の留意事項	
(3)受発注者共通の留意事項	
(4)先行指示書への概算額の記載	
(5)指定・任意の使い分け	
(6)入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	
4. 設計変更の考え方	1-10
(1)設計変更が可能なケースと不可能なケース	
(2)設計変更を行うための主なポイント	
(3)工事請負契約書の条項に基づく設計変更の考え方	
① 契約書第 8条:特許権等の使用	
② 契約書第15条:支給材料及び貸与物件	
③ 契約書第17条:設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等	
④ 契約書第18条:条件変更等(第1項第一～五号)	
⑤ 契約書第19条:設計図書の変更	
⑥ 契約書第20条:工事の中止	
⑦ 契約書第22条:工期の延長(受注者請求)	
⑧ 契約書第23条:工期の短縮等(発注者請求)	
⑨ 契約書第26条:賃金・物価変動による請負代金額の変更	
⑩ 契約書第27条:臨機の措置	
⑪ 契約書第28条:一般的損害	
⑫ 契約書第30条:不可抗力による損害	
⑬ 契約書第34条:部分使用	
(4)「設計図書の照査」の基本的な考え方	
5. 契約変更の取り扱い(重要な変更、軽微な変更)	1-24
6. 設計変更にかかわる資料の作成	1-25
(1)設計照査と内容確認	
(2)設計変更に必要な資料作成	
7. 条件明示	1-27

1. 策定の目的

◆適切な設計変更の必要性

工事を発注する際、事前に対外調整や必要な調査及び施工方法の検討を行い、現地条件に則した施工計画の立案及び適正な積算を行う必要がある。そのため、発注者は設計図書における的確な条件明示や適正な工期設定をすることが極めて重要である。

しかし、陸上工事とは異なる特殊な条件下にある漁港・漁場工事においては、気象・海象等の自然の影響による現状不一致が生じやすいほか、多様な関係者との調整等が生じることから、予見できない事態が発生することが多々ある。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年6月14日)においては、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計変更を行う必要がある旨が規定されている。

更に、令和6年4月から改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、適正な工期設定を通じて建設業の働き方改革を推進するために令和4年4月に策定された「漁港・漁場工事の工期の設定に関するガイドライン」においても、受発注者間協議により、必要があると認められる場合は適切に設計変更を行うことで所要の休日確保ができるよう配慮することが重要である旨が示されている。

また、契約変更事務は双務性をもって行うべきものであるため、その内容については受発注者双方の合意が不可欠である。

◆ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、契約変更事務における手続きの流れやその根拠法令に加えて、受発注者双方の留意点やポイントなど示すとともに、過去の設計変更事例を掲載することで、実務担当者が変更手続きを行う際の指針となるよう策定したものである。

ただし、本ガイドラインはあくまでも指針であり、設計変更の適否について明確な基準を示すものではない。現場毎にそれぞれ条件や事情が異なるものであることに加え、受発注者双方が合意のうえ変更契約することが不可欠である点を踏まえ、個別案件の設計変更にあたっては、本ガイドラインの活用と併せて、工物品質確保調整会議を確実に実施するなど、受発注者間で十分に協議のうえ、その結果に基づいて設計変更の可否を判断することが重要であるということに留意されたい。

◆適用範囲

主な対象は国が発注する漁港・漁場工事とする。

但し、地方公共団体及び民間事業者が発注する漁港・漁場工事においても準用することを推奨する。

2. 設計変更の基本事項

◆設計変更の基本事項

○用語の定義

設計変更: 工事の施工に当たり、設計図書の変更にかかるもの

契約変更: 設計変更により、工事請負契約書に規定する各条項に従って、工期や請負代金額の変更にかかるもの

(参考: 漁港漁場関係工事共通仕様書より)

設計図書: 特記仕様書、図面、工事数量総括表、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書

契約図書: 契約書及び設計図書

※契約書には技術提案書を含む

○設計変更に関する主な条項

第8条 特許権等の使用

第15条 支給材及び貸与物件

第17条 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等

第18条 条件変更等

第19条 設計図書の変更

第20条 工事の中止

第22条 受注者の請求による工期の延長

第23条 発注者の請求による工期の短縮等

第24条 工期の変更方法

第25条 請負代金額の変更方法等

第26条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

第27条 臨機の措置

第28条 一般的損害

第30条 不可抗力による損害

第31条 請負代金額の変更に代える設計図書の変更

第34条 部分使用

3. 設計変更の留意事項

(1) 発注者の留意事項

請負工事は設計図書に基づいて実施されることから、発注者は設計図書に品質や規格及び施工条件等の必要な事項を的確に明示し、そのことを網羅的に確認できる施工条件チェックリストを明示することに加え、公平公正に適正な工期を設定することで、適正な施工ができるように努めなければならない。

また、設計図書に示された施工条件等と工事現場の状況が異なっていたり、予期することができない特別な状態が生じたなど、入札公告の条件明示に対する質問の有無にかかわらず、設計変更の必要が生じた場合には、発注者は受注者に対し、書面にて迅速且つ的確な指示を行わなければならない。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続等の進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件(地域特性及び自然条件を含む)を明示したり、工事の発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合に、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨を明示するなど、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

(2) 受注者の留意事項

受注者は、設計図書に示された工事目的物を完成できるよう適切に施工を行う義務があり、そのために設計図書に明示された当初設計の考え方や設計条件を再確認するとともに、現場条件を事前に確認する必要がある。

その結果、設計図書と現場の状況が異なるなど、設計変更の必要が生じた場合には、速やかに、その旨を書面にて発注者に通知し、確認を請求しなければならない。

(3) 受発注者共通の留意事項

口頭でのやりとりは行わず、書面により協議することを原則とし、緊急を要する場合は、Eメール等により伝達できるものとするが、後日、有効な書面と差替、若しくは工事情報共有システム等による事務処理をしなければならない。

なお、設計変更の際、発注者及び受注者は、当該工事での設計変更の必要性(別件工事としない妥当性)、施工方法等を十分確認しなければならない。

また、設計変更に伴う請負代金額や工期の変更手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な変更(「5. 契約変更の取り扱い(重要な変更・軽微な変更)」を参照)に伴うものは、工期の末日までに行うものとする。

3. 設計変更の留意事項

(4) 先行指示書等への概算額の記載について

契約変更を行うにあたっては、受発注者双方において資金調達や予算確保等を行うために、変更金額の規模を把握することが重要である。特に、受注者においては、変更契約が未了の場合の企業決算において、変更概算額が記載された先行指示書は契約書と同等の効力を持つほか、下請け発注の安心にも繋がる非常に重要な書類である。

そのため、発注者は、変更契約に先立って指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載することとする。受注者からの協議により変更する場合にあって、協議時点で受注者から見積書の提出がない場合はこの限りではない。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

【発注者からの先行指示の場合】

1. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書等)にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載するよう努める。
3. 概算額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。

【受発注者間の協議により変更する指示書の場合】

1. 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書等)にて指示を行う。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載するよう努める。
3. 指示書による概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額を指示書に記載する。受注者から見積書の提出がない場合は、概算額を記載しない。
4. 概算額は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。

3. 設計変更の留意事項

(5) 指定・任意の使い分け

指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に受注者の自主施行の原則が定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 設計図書に指定されていない任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
2. 任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法に変更があったとしても、原則として設計変更の対象とならない。

ただし、任意であっても設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は、設計変更の対象となる。

<発注時に必要な対応>

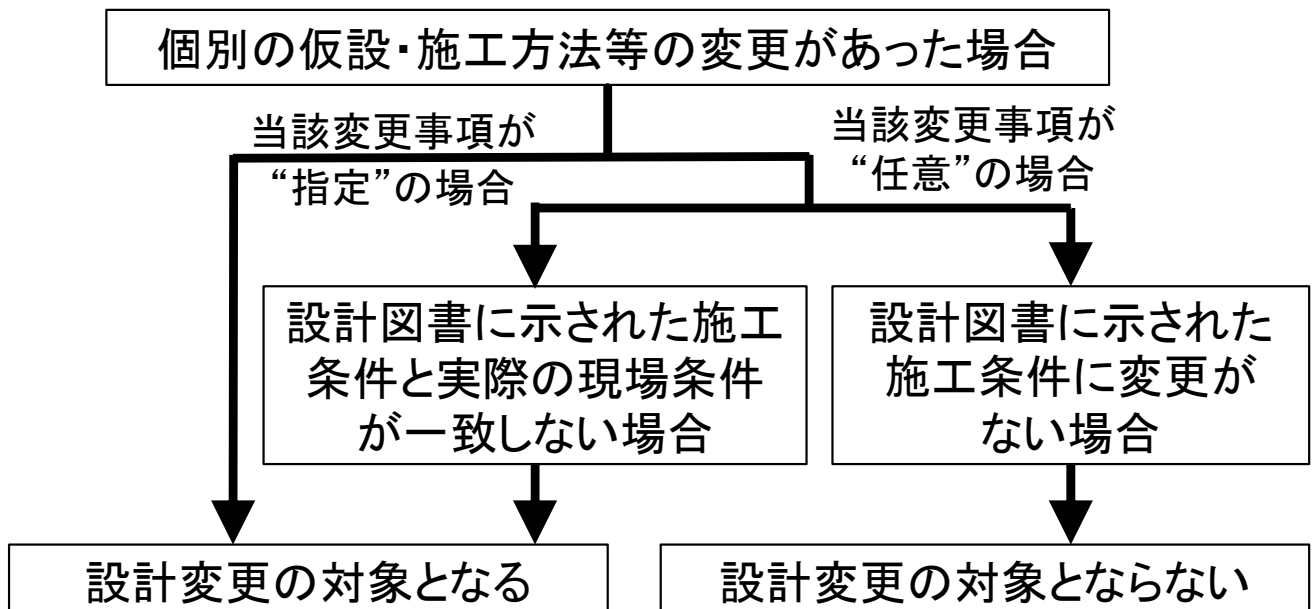
発注者は、仮設・施工方法等の指定と任意の部分を明確にするとともに、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応
- ・標準歩掛では使用機械は〇〇となっているため、他機械での施工は不可との対応
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、積算上の工法で施工するよう指示する対応

<契約後に必要な対応>

個別の仮設・施工方法等に変更があった場合、以下の手順により、設計変更対象の是非の判断が必要。



3. 設計変更の留意事項

発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■ 自主施工の原則

工事請負契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

工事請負契約書第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない（条件明示事項の変更がある場合はこの限りではない）
条件明示事項の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項の例> <ul style="list-style-type: none"> ・防災機能を有する仮設物を設置する場合 ・関係官公署等との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 	

※「施工条件と現場条件が一致しない場合」や「条件明示の変更」についての考え方は、I-14～15頁を参照

3. 設計変更の留意事項

(6) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

・契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

【入札前】

- ・工事の入札に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書、図面、仕様書、競争契約入札心得、工事請負契約書案及び現場説明書をよく確認のうえ、入札書を提出するものとする。
- ・入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等をよく確認のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。(水産庁競争契約入札心得第4条(入札等))

【契約後】

- ・受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。(漁港漁場関係工事共通仕様書1-1-3 設計図書の照査等)

4. 設計変更の考え方

(1) 設計変更が可能なケースと不可能なケース

●設計変更が可能なケース

下記のような場合は、設計変更が可能と考えられる。

- ① 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が、現地で確認された場合
- ② 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合
- ③ 所定の手続きを行い、発注者の「指示」による場合
- ④ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

●設計変更不可能なケース

下記のような場合は、原則として設計変更が出来ない。

(ただし、契約書第27条(臨機の措置)で対応するような災害時等の緊急性を要する場合は、この限りではない)

- ① 契約図書に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して施工をした場合
- ② 受注者の都合により、「承諾」事項として処理された案件について施工をした場合
- ③ 工事請負契約書及び漁港漁場関係工事共通仕様書等に定められている所定の手続きを経ずに施工をした場合
- ④ 書面によらない施工をした場合
(書面によらない場合とは、口頭又はメールのみによる指示・協議等が該当、受注者のみならず発注者も注意が必要)
- ⑤ 施工条件等の変更がなく、当初の設計図書のとおり施工できるにもかかわらず、設計図書と異なる施工をした場合

4. 設計変更の考え方

(2) 設計変更を行うための主なポイント

1. 施工前協議の徹底

施工後の協議により設計変更のタイミングを逸する事態が見受けられるため、協議事項がある場合は施工前協議の徹底が必要。その際、受注者の速やかな協議申し入れと、それに対する発注者のクイックレスポンスが重要。

2. 書面による正式な協議の実施

担当者間での口頭調整の段階で、協議内容が認められなかったという事態が多く見受けられる。書面協議の前に、口頭での担当者間調整も必要ではあるが、受発注者双方の合意の根拠が必要であることから、確実に書面による正式な協議を行うべき。

3. 施工条件等確認調整会議等の確実な実施による十分な協議の徹底

書面での協議の内容を担当者レベルで棄却されたという事態も見受けられるため、担当者間調整だけでは合意に至らない場合などは、施工条件等確認調整会議等を確実に実施するなど、受発注者間の関係者が一同に会する場で十分な協議を行うことが重要であり、その結果に基づいて設計変更の可否を判断する必要がある。また、この際、発注者は「過去に前例がないこと」のみを以て、設計変更を認めない理由としないことも重要である。なお、会議においては「設計変更対象とするためには何が必要なのか」をしっかりと議論のうえ、その結果を議事録として残すなど、受発注者間で意識共有を図る必要がある。その結果、受発注者間において合意に至った協議事項については、確実に契約変更に結び付ける必要がある。

4. 設計変更の合理的な根拠の整理

積算と実態の施工(工法や能力、船団など)が異なるため協議したものの、その一部若しくは全てが認められなかったという事態が多く見受けられるが、設計変更するためには、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が異なることを示す根拠に加え、受注者の提案する施工が合理的であるという根拠が必要であるため、受発注者間で十分協議を行う必要がある。

なお、積算と施工の乖離が常態化している場合、発注者は、設計変更を回避するためにも、積算基準上の標準施工にとらわれず、過去の実績などを踏まえて適宜当初発注時の施工条件及び積算計上方法等を見直すことも重要である。

4. 設計変更の考え方

(3) 工事請負契約書の条項に基づく設計変更の考え方

設計変更の手続きは、工事請負契約書の各条項を根拠に実施され、その手続きや考え方もそれぞれ異なる。ここでは、工事請負契約書の各条項に基づいた設計変更の基本的な考え方について記載している。このうち、設計変更となる機会が多い契約書条項においては、設計変更の手続きフロー図の一例も紹介しているため、あわせて設計変更事務の参考とされたい。

なお、設計変更にあたっては、これらの各条項毎の考え方はもちろんのこと、両者合意のうえで変更契約することが必要であるため、個別案件の設計変更にあたっては、施工条件等確認調整会議など場を活用し、受発注者間で十分に協議のうえ判断することが重要である。

① 契約書第8条：特許権等の使用

特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下、特許権等)の対象となる工事材料、施工方法等(以下、施工方法等)を使用する場合、その責任の所在を明確にする必要がある。

- ・特許権等の対象となる施工方法等の使用が設計図書で指定されているものの、特許権等の対象である旨の明示がなく、受注者がその存在を知らなかったとき、その費用は発注者が負担しなければならない。
- ・設計図書で施工方法等の指定がなく、他の施工方法等も考えられるにもかかわらず、受注者判断により特許権等の対象となる施工方法等を採用する場合、その費用は設計変更の対象とはならない。
- ・受発注者協議により、工法比較において最良の工法が特許保有工法であることが確認できた場合には、特許料等も含めて設計変更の対象となる。

4. 設計変更の考え方

② 契約書第15条: 支給材料及び貸与物件

支給材料及び貸与物件(以下、支給材料等)は、仕様に適する品質、規格、性能等を有するものを適切な時期及び場所で引き渡す必要があり、これらは施工上重要な条件となるため、発注者は設計図書に、その品名、数量、品質、規格、性能に加え、引渡場所、引渡時期を明記することが重要である。

そのうえで、引渡時若しくは引渡後に支給材料等に不具合が認められた場合、発注者が必要と認めるときは、設計図書の変更をするとともに、それに伴う受注者への損害が生じないよう対応する。

- ・引渡時若しくは引渡後に、コンクリート資材のクラック・破損や鋼製資材の腐食・劣化など、支給材料等に使用に適さない不具合が認められたとき、発注者は受注者からの通知を受けて、支給材料等の変更を行う。 ※受注者からの通知を受けてもなお、支給材料等を変更せずに使用させるときは、発注者が書面で受注者に請求する
- ・引渡時には、支給材料等の不具合がないか受発注者立会のもと十分な検査が必要だが、引渡時の発見が困難であったものは、引渡後であっても、受注者の故意又は過失でない限り、受注者のみの責任とはならない。
- ・支給材料等の変更に伴い、発注者はその品質、数量、規格、性能、引渡場所、引渡時期(以下、設計図書の内容という)の変更を行い、その変更により受注者に損害を与えたとき、その費用も設計変更の対象とする。
- ・この他、気象海象状況の悪化や関連工事の工程遅延等など、受注者の責によらない事由により支給材料等にかかる内容を変更する場合には、発注者は設計図書の内容を変更し、それにより受注者に損害を与えたとき、その費用は設計変更の対象とする。

③ 契約書第17条: 設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等

工事の施工部分が設計図書に適合しない場合、監督職員がその改造を請求できる。また、発注者は、受注者が材料検査に違反した場合や、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる場合は、破壊検査を実施できるが、その検査及び復旧並びに改造にかかる費用は、受注者の負担となる。

- ・工事の施工部分が設計図書に適合しない場合、当該不適合がなぜ生じたのか、受発注者どちらの責に帰すべき事由により生じたものなのかを検証する必要がある。
- ・当該不適合が監督職員の指示であったり、その他設計図書の矛盾など発注者の責に帰すべき事由によるときは、実施した改造費用は発注者が負担する必要がある。
- ・漁港・漁場工事では、気象海象条件等厳しい箇所での施工もあることから、現場に即した改造が必要となる事態が確認された場合は、受発注者間で協議のうえ、適切な設計変更が必要である。

4. 設計変更の考え方

④ 契約書 第18条:条件変更等 (第1項第一～三号)

●設計図書の不一致 (第1項第一号)

設計図書の照査により、各資料の記載内容が一致しないことが判明した場合、発注者は設計図書を変更し、適切に設計変更を行う必要がある。

・着工前の設計図書の照査により、特記仕様書の記載数量や図面の形状寸法などが一致しない場合、発注者は設計図書の変更を行うとともに、それに伴う費用変更が生じた場合は、発注者がその費用を負担をしなければならない。

●設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (第1項第二号)

設計図書の照査により、記載内容に誤謬や脱漏があった場合、発注者は設計図書を変更し、適切に設計変更を行う必要がある。

- ・着工前の設計図書の照査により、受注者は設計図書の誤謬・脱漏と思しき箇所を見つけた際は、受注者の判断で訂正・補足をして施工を続けるのではなく、発注者に確認すべきである。
- ・発注者はそれが事実であった場合は、設計図書を訂正する必要がある。
- ・該当する事象として、『条件明示すべき事項があるにもかかわらず、その一切の条件明示がない場合』、『図面照査により、材料の指定や仕様の記載に誤りがあったり、表示されているべき事項が未表示の場合』などが挙げられる。

●設計図書の表示が明確でない場合 (第1項第三号)

設計図書の照査により、施工条件が明示されていなかったために、計画していた施工と実際の施工とで施工方法及び単価等に差異が生じることが判明した場合などは、発注者は内容を確認して、必要があると認められるときは、設計図書を変更する必要がある。

- ・設計図書の表示が不十分、不正確、不明確で、実際どのように施工してよいか判断がつかない場合、受注者の判断で施工するのではなく、発注者に確認すべきである。
- ・発注者は、内容を確認のうえ、受注者の提示する施工方法や単価が適切であると認められるときは、設計図書を訂正する必要がある。
- ・該当する事象として、『施工内容の記載はあるが、施工にあたっての施工条件の明示がない若しくは記載内容が不明確な場合』、『現場の制約等があるが、設計図書に示されていない場合』、『数量等の記載はあるが、その内訳が不明確な場合』などが挙げられる。

4. 設計変更の考え方

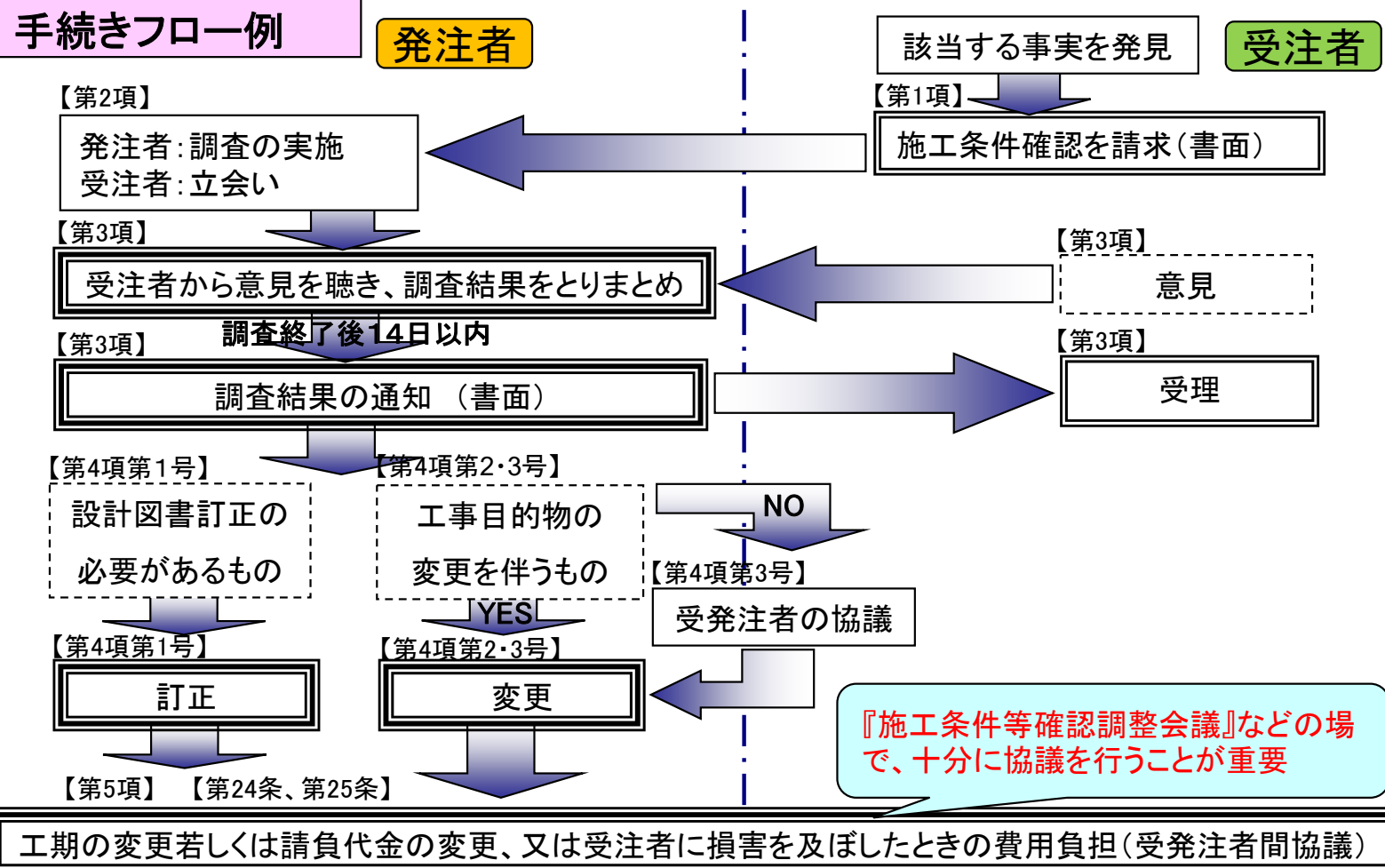
④ 契約書 第18条:条件変更等 (第1項第四・五号)

●設計図書に示された施工条件 若しくは 設計図書に示されていない施工条件と実際の施工現場の不一致 (第1項第四・五号)

施工現場の地盤条件や形状、施工上の制約等の設計図書に示された施工条件が当初想定していた施工条件と一致しない場合、若しくは 設計図書に示されていない施工条件について予期できない特別な状態が事後的に生じたことにより、当初想定していた施工条件と一致しない場合、発注者は内容を確認して、必要があると認められるときは、設計図書を変更する必要がある。

- ・現地において、設計図書に示された土質・地盤、地下水位・湧水、水域施設の埋没状況などの自然的な施工条件、支障物の発見(地下埋設物)や作業船調達、他工事・各漁港関係者・住民等との調整による制約事項などの人為的な施工条件が、設計図書の条件明示と異なる場合、受注者は発注者に内容を確認し、発注者は適切に設計図書の変更を行わなければならない。
- ・また、当初予期できなかったために設計図書に上記のような施工条件が示されていない場合に、現地で特別な状態が生じたことで現状不一致が生じたときも同様である。

手続きフロー一例



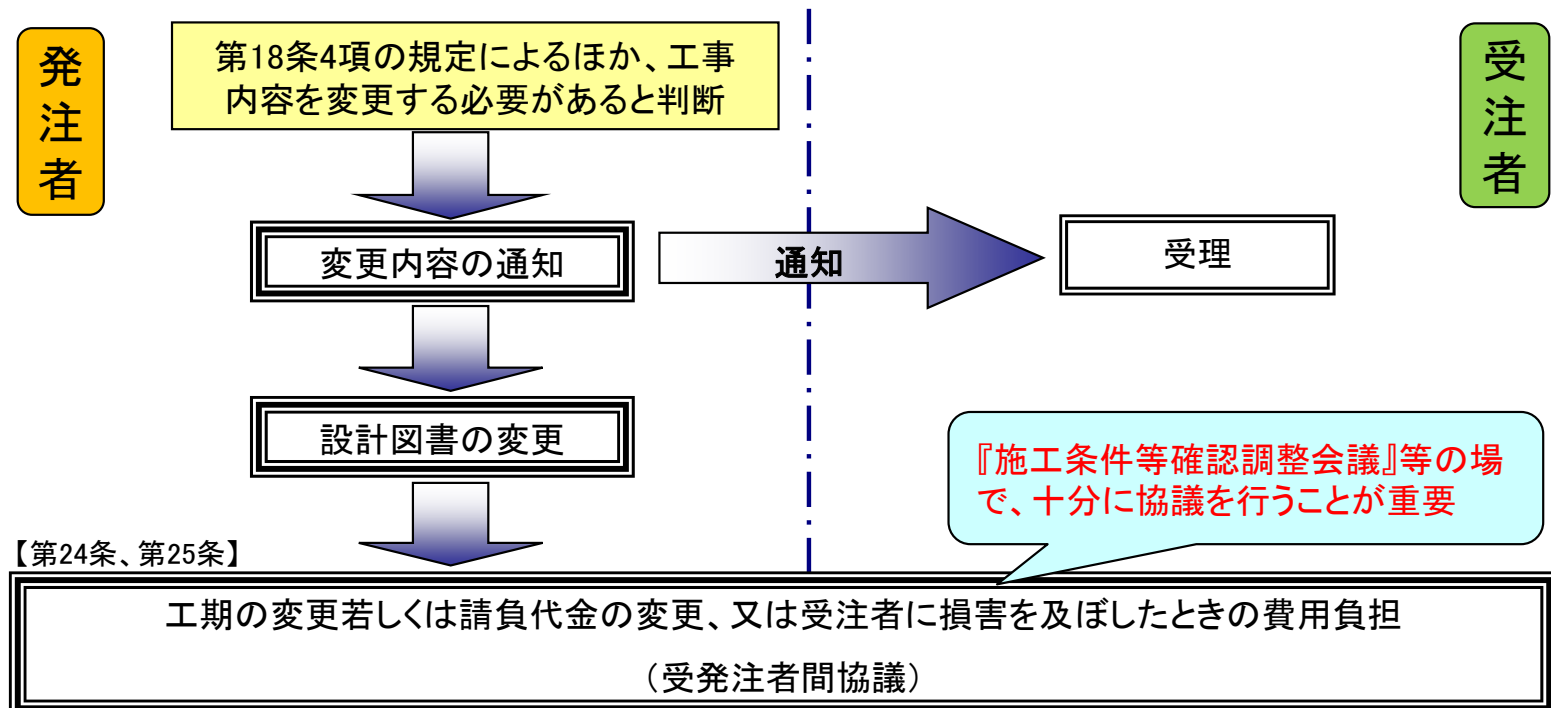
4. 設計変更の考え方

⑤ 契約書 第19条：設計図書の変更

発注者は、施工場所及びその周辺の気象海象条件、立地条件、構造条件等を事前に調査及び検討し、適正な設計図書を作成しなければならない。
しかし、発注当初では予見できない事情や、工事の進捗に伴い特別な事項が発生した場合など、必要があると認めるときは、発注者は設計図書の内容を変更し、工期又は請負代金額の変更を行わなければならない。

- ・必要があると認めるものとして該当する事象として、『発注者に対する関係機関からの要請』、『発注者に対する地元住民(漁業関係者等)からの要請・苦情』、『発注者の事業計画の見直し』、『発注者判断による災害の事前回避』などが挙げられる。
- ・第18条の対象となる現状不一致等は、基本的に受注者からの通知事項であるのに対し、第19条は発注者の意志により設計変更が生じるものである。
- ・施工途中に発注者が、当初の設計図書どおりに施工した場合の社会的な損失や不利益等、予見できない事情によりその判断を変更することが妥当と考えられる場合も対象であり、これに伴い受注者の損失が発生する場合、これを補填する必要がある。
- ・なお、事前に発注者が調整することにより回避可能な事象について、やむをえず調整未了で発注する場合には、設計図書に変更要素として記載することも一つの方法である。
- ・また、変更による請負代金額の2/3以上減額した場合は、契約書第54条の規定によって受注者が契約を解除する権限が生じるとともに、請負代金額の30%以上増額した場合も、分離発注が不合理であることの理由が必要となる。

手続きフロー一例



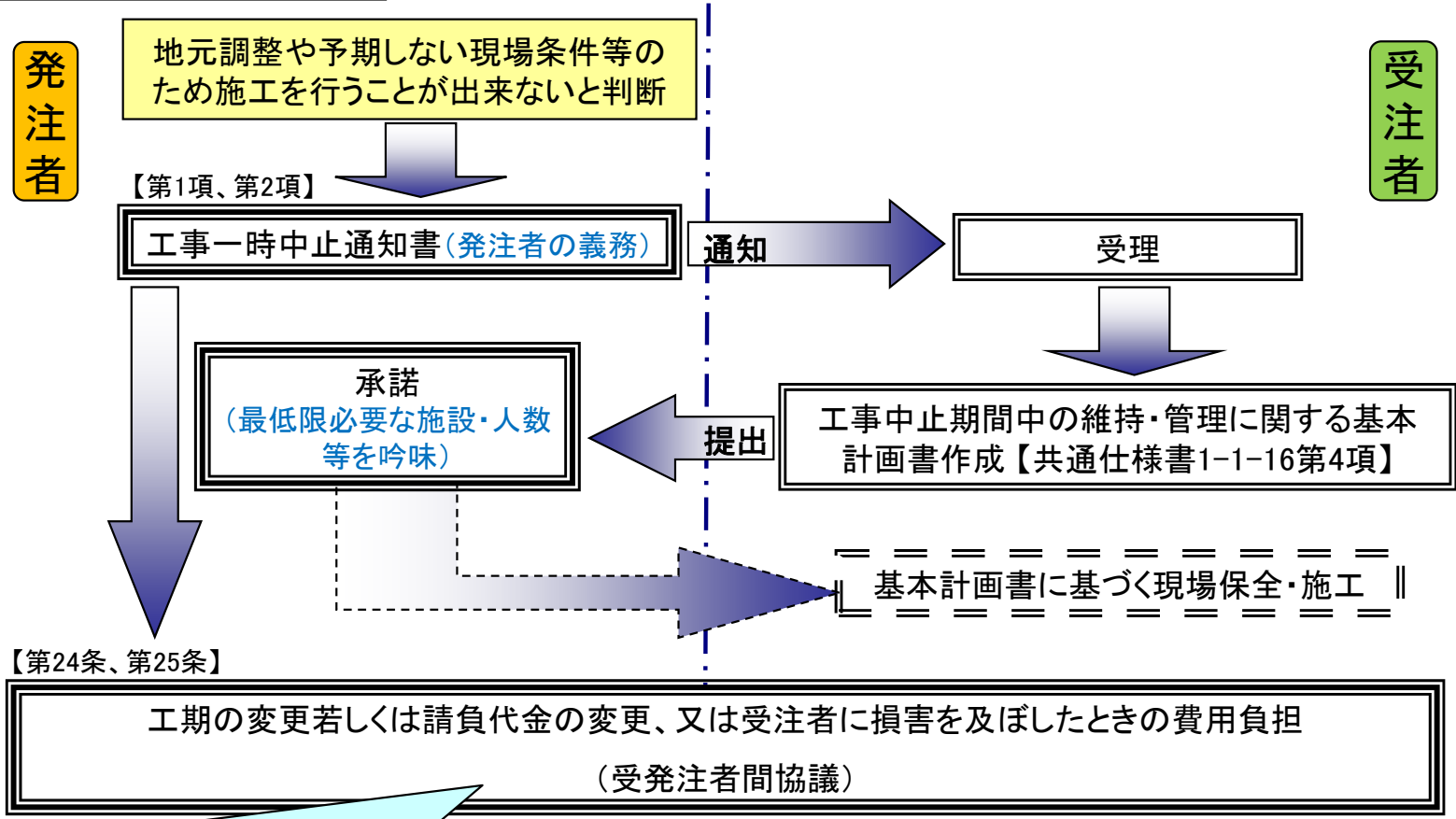
4. 設計変更の考え方

⑥ 契約書 第20条: 工事の中止

受注者の責に帰することができない事由により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合、発注者は施工を中止させなければならない、必要と認められるときは、中止に伴う費用も発注者が負担しなければならない。

- ・施工ができないと認められる期間として該当するのは、『台風や冬季風浪等の自然的な現象による待機期間』、『他官署や漁港・港湾利用者、漁業者、地元住民、関連工事など、第三者との調整結果による施工不可期間』、『地中支障物や不発弾、有害物質、埋蔵文化財等の発見からその検討・処置までの期間』、『疫病や感染症の発生に伴う施工不可期間』などが挙げられる。
- ・受注者が工事再開に向けて行った現場の維持、労働者・建設機械等の保持費用又は受注者に損害を及ぼした場合の費用は発注者が負担しなければならないが、損害を最小限とするため、中止から工事再開までの期間が極力短くなるよう努める。
- ・工事を中止する場合、後に当該中止に伴う工期延伸が出来なくなることなどが無いよう、発注者は迅速な中止通知をするとともに、適正な費用変更を行う必要がある。

手続きフロー例



『施工条件等調整会議』などの場で、十分に協議を行うことが重要

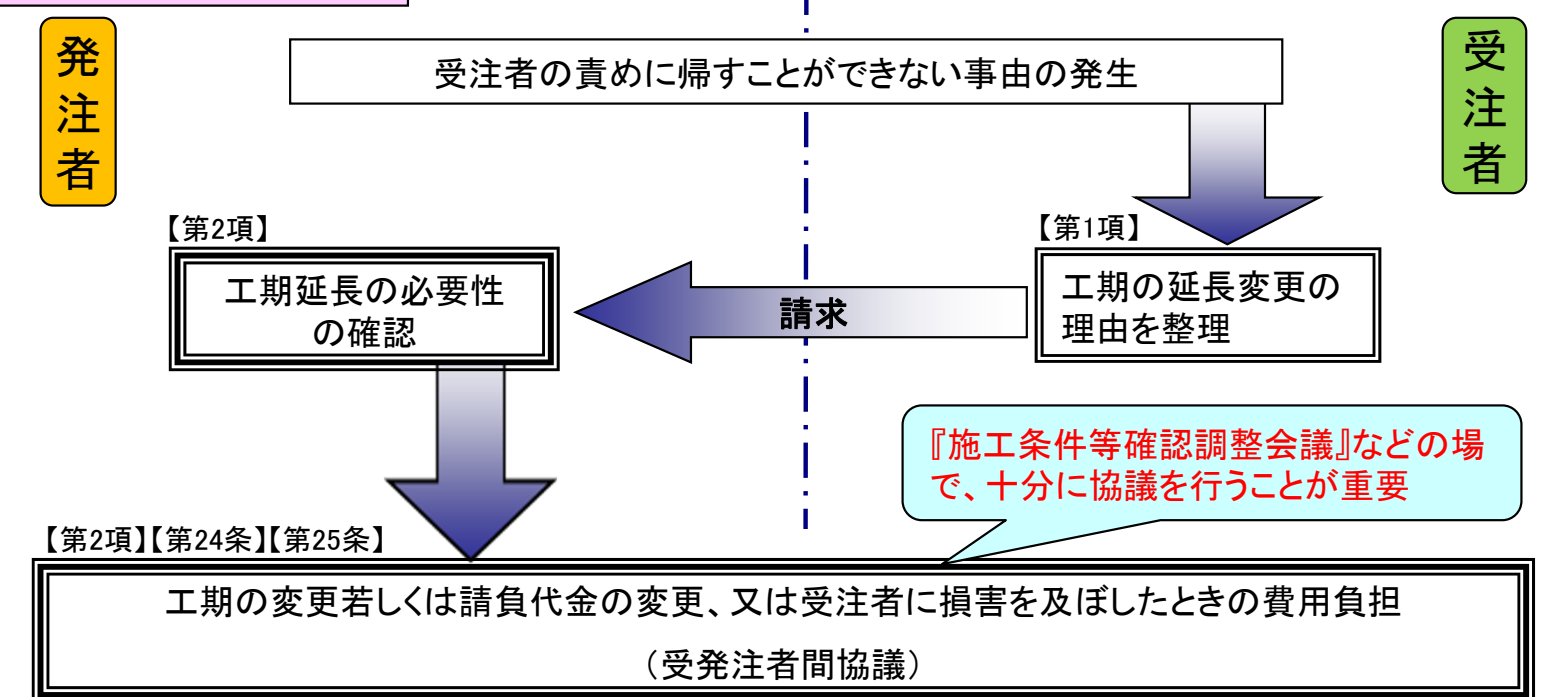
4. 設計変更の考え方

⑦ 契約書 第22条:工期の延長(受注者請求)

受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事完成できない場合、その理由を明示した書面により発注者に工期の延長を請求できる。

- ・該当する事象として、『気象海象条件(天候不良、台風・低気圧、冬期風浪等)による工期への影響が確認できる場合』、『第三者(関連工事等)との調整内容の変更による工期への影響が確認できる場合』など、受注者の責に帰さない事由が挙げられる。
- ・基本的に、本条は、請負代金額の変更を伴わない工期の変更を認める趣旨の規定。但し、受注者の責めに帰すことができない事由により工期延長をした場合の工事現場の維持等にかかる増加費用は、受発注者間協議により必要があると認められるときは、設計変更の対象となる。詳細な増加費用等の考え方は、漁港漁場関係工事積算基準を参照すること。
- ・工期延長申請にあたっては、それが受注者の責にきずべきものか否かも含め、理由を明確に記して請求することが必要である。
- ・工期延長の日数・費用は、契約書第24条・第25条の規定により、受発注者間で協議して定めるものであるが、施工条件等確認調整会議などを活用し、労働基準法改正の主旨も踏まえて、所要の休日(週休2日等)が確保できるよう十分に協議することが重要である。

手続きフロー例



※第25条による費用変更は、設計図書に示される施工条件が変更となる場合
および荒天リスク精算型試行工事における工程遅延が生じた場合のみ適用

4. 設計変更の考え方

⑧ 契約書 第23条: 工期の短縮等(発注者請求)

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面で請求でき、その場合に必要な費用を負担する。

- ・工期短縮が必要な場合に該当する事象として、『工事中止に伴う場合』、『関連工事等の影響による場合』、『供用時期や利用面から必要な工期延長が困難な場合』などが挙げられる。
- ・本請求に伴い、受注者が工期短縮のために行う対応(現場打設工法からプレキャスト工法への変更など)にかかる費用(設計等含む)は、発注者が負担すべきである。
- ・発注者が請求した日数の短縮を行えない場合でも、契約書第24条の規定により、施工能力上できる限り短縮可能な日数について受発注者間で協議して定めることが重要。この際、所要の休日確保できるよう十分な配慮が必要。

⑨ 契約書 第26条: 賃金・物価変動による請負代金額の変更

受発注者ともに、請負契約締結後の物価水準等の変動により、当初の請負代金額が不相当と認めた場合、相手方に請負代金額の変更を請求できる。

本条は以下の3つの条項から構成されている。

- ・**全体スライド** : 工期が1年以上の工事において、1年経過後の国内における物価水準等の変動によっては、残工事分を実勢価格で変更できるもの
<1~4項>
- ・**単品スライド** : 工期を問わず、特定資材価格の急激な変動(急騰若しくは急落)があり、当該工事における変動額が請負代金額の100分の1に相当する額を超えた場合に変更できるもの
<5項>
- ・**インフレスライド** : 海外における不安定な情勢や災害等の影響による価格の急騰・急落といった予期できない特別な事情で生じた極めて短期的かつ急激な価格変動を対象に、個別事例毎に受発注者間協議のうえ変更できるもの
<6項>

項目	全体スライド (契約書第26条第1~4項)	単品スライド (契約書第26条第5項)	インフレスライド (契約書第26条第6項)
適用対象工事	工期が12か月を超える工事 (比較的大規模な工事)	すべての工事	全ての工事 但し、残工期が2か月以上ある工事
条項の主旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負代金額 の変更方法	対象	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、コンクリート類、捨石類及び燃料費)	賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する労務・資材・市場単価等
	受注者負担	残工事費の1.5%	残工事費の1.0% (29条不可抗力に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた1%を採用)
再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライドを適用した場合、それらの適用後12ヶ月経過後に適用可能)	無し (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に精査変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要なし)	全ての工事

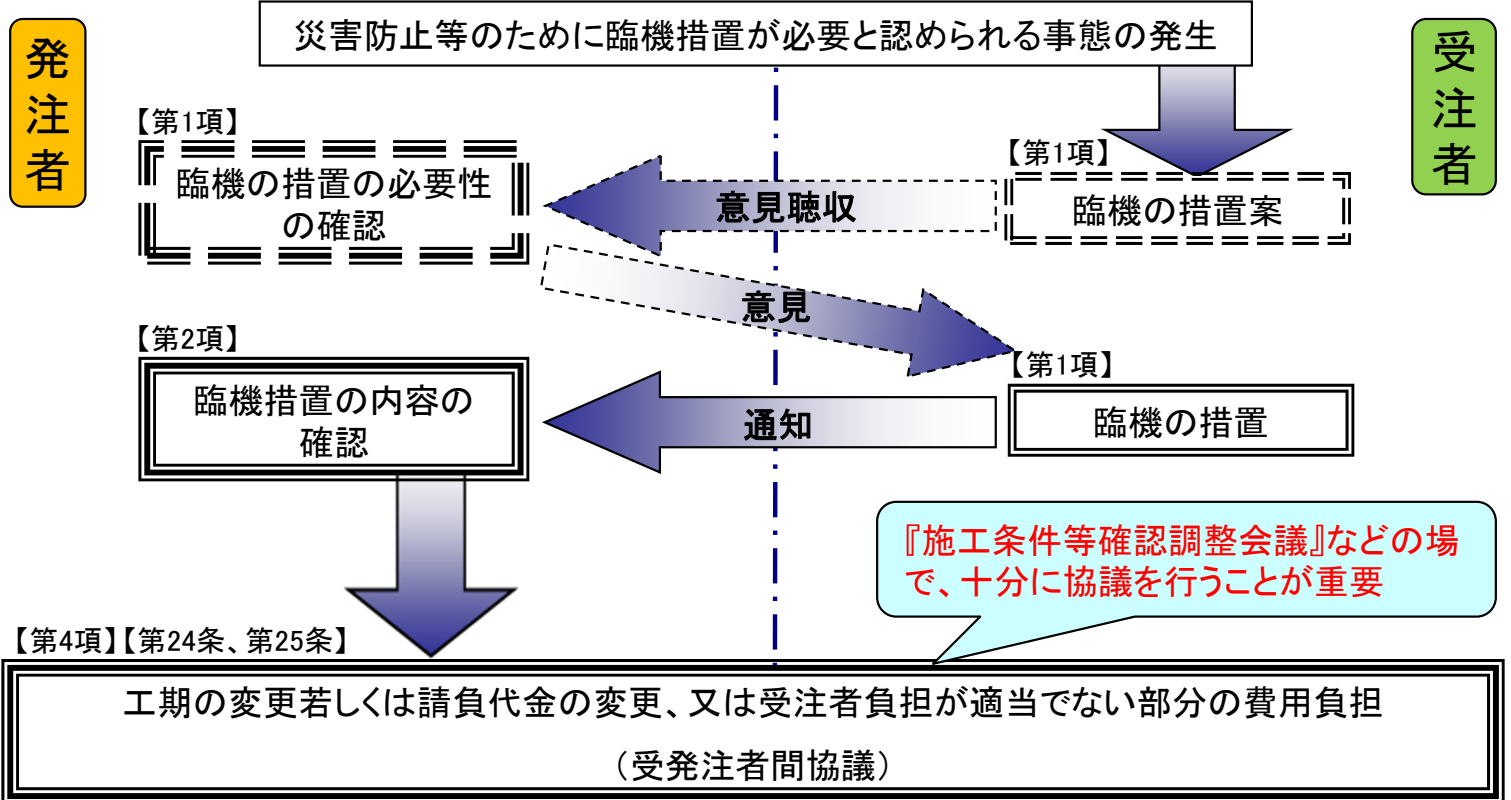
4. 設計変更の考え方

⑩ 契約書 第27条: 臨機の措置

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない(発注者からの請求も可能)が、その費用のうち請負代金額の範囲で負担することが不適当な部分は、発注者が負担する。

- ・工事現場の管理運営費用は受注者が負担するものであり、災害防止等のために受注者が臨機の措置をとる際も、通常はその範囲内で実施するものであるが、安全対策等として率計上されていないもので、別途積上計上もされていないものなど、受注者負担が適当でないと認められる場合は発注者が負担するが、負担額は受発注者間で協議して定めることが重要である。
- ・設計変更にあたっては、発注者の意見を聴く余裕のないほど切迫したものなど、緊急でやむを得ない場合を除き、あらかじめ発注者の意見を聴くほか、措置後直ちに発注者に通知していることが原則である。

手続きフロー一例



※上記破線部は、緊急時やむを得ない事情があるときは必ずしも必要ではない他、発注者側が必要と認めるときに受注者に臨機の措置の請求もできる(第3項)

4. 設計変更の考え方

⑪ 契約書 第28条: 一般的損害

工事目的物の引渡前に生じた損害の費用は、原則として受注者が負担するものであるが、発注者の責により生じた損害の費用は発注者が負担する。

- ・対象となる損害は、不可抗力以外の事由により生じた損害であり、工事目的物、工事材料、仮設物、使用船舶、建設機械器具、作業員等について生じた損害などが含まれる。
- ・適用期間は、契約後から工事目的物の引渡(完成引渡、部分引渡、契約解除後の引渡も含む)までの間であり、部分的に引渡済みの箇所の損害には適用されない。
- ・支給材料や貸与物件によって生じた損害、設計図書に誤りがあった事等に起因する損害など、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担しなければならない。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害の後、受注者が善良な管理を怠ったことにより、損害が拡大したような場合は、受発注者間で協議のうえ、それぞれ妥当な部分を分担して損害を負担すべきである。
- ・契約書第58条に定める保険により填補された額を除いた損害額に、発注者の帰責割合を乗じた額を発注者が負担するが、受注者が任意で掛けた保険等はこの限りでない。

⑫ 契約書 第30条: 不可抗力による損害

受発注者双方の責めに帰さない天災等に起因する損害が生じた場合、工事完成の可否を問わず、当該損害額とその取片付け額の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額は、発注者が負担しなければならない。

- ・工事目的物、仮設物、工事材料、使用船舶、建設機械器具などの損害が対象。
- ・本条1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、波浪・高潮、強風、降雨、河川の警戒水位以上又はそれに準ずる出水、地震、津波、豪雪などに起因する場合が該当し(詳細は、漁港漁場関係工事共通仕様書1-1-36参照)、これらに起因することを示す観測データは、公共機関または公益法人の気象記録等に基づくものを使用する。
- ・適用期間は、契約後から工事目的物の引渡までの間であり、たとえ工事目的物の全体の引渡が未了でも、部分的に引渡済みの箇所の損害には適用されない。

⑬ 契約書 第34条: 部分使用

発注者は、受注者承諾のうえで工事目的物を引渡前に使用できるが、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならず、その使用により受注者に損害を及ぼした場合は、必要な費用を負担しなければならない。

- ・該当する事象として、『施工中の係留施設に臨時的に船舶が接岸する場合』、などが挙げられる。
- ・いずれのケースにおいても、施設の損傷が発生する可能性があるため、受発注者間で文書により責任の所在(帰属)を明確にしておく必要がある。

4. 設計変更の考え方

(4) 「設計図書の照査」の基本的な考え方

1). 「設計図書の照査」に係わる規定について

①【工事請負契約書第18条(条件変更等)】

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

1. 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
2. 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
3. 設計図書の表示が明確でないこと。
4. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

②【漁港漁場関係工事共通仕様書1-1-3(設計図書の照査等)】

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は、それに従わなければならない。

4. 設計変更の考え方

2). 「設計図書の照査」の位置づけ

- 受注者は、工事請負契約書及び漁港漁場関係工事共通仕様書に基づいて、設計図書の照査を行うこととなる。
- 漁港漁場関係工事共通仕様書 1-1-3設計図書の照査等に記載のあるとおり、照査結果から工事請負契約書第18条にある、現場と設計図書が一致しないこと的事实を監督職員が確認できる資料(現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等)の作成は、受注者の負担により作成を行う。
- また、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。

【受注者が自らの負担で行う部分】

- ①設計図書の照査に係る費用
- ②設計図書の照査の結果を監督職員に説明するための資料作成
 - ・現地地形図
 - ・設計図との対比図
 - ・取り合い図
 - ・施工図 等
- ③監督職員から②に関する更に詳細な説明または書面の追加の要求があった 場合の資料作成

【発注者が実施する部分】

- ①照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査 等

※受注者に作成等を指示する場合は、その費用を負担する。

5. 契約変更の取り扱い(重要な変更・軽微な変更)

基本的に、工期及び請負代金額の変更に係る協議は、その都度協議することが必要であるが、軽易な内容の変更が生じる機会は多く、協議の都度変更契約手続きを行うのは、受発注者双方において負担となる。

そのため、契約事務の簡素化と合理化を図るため、設計変更に伴う契約変更手続きは「重要な変更」と「軽微な変更」に分類し、「軽微な変更」の場合は、工期末日（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度末及び工期末）に行うことで足りることとしている。

●重要な変更 ※一般的に『重変』と呼ばれる

<定義>

- ・ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
- ・ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又はこれらの変更見込み金額の合計額が請負代金額を大幅に超えるもの
- ・ 契約変更の手続きは、必要が生じた都度、遅滞なく行う

●軽微な変更 ※一般的に『軽変』と呼ばれる

<定義>

- ・ 重要な変更該当しないもの
- ・ 契約変更の手続きは、工期末までに行うことをもって足りる
- ・ なお、指定部分を設定している場合、指定部分にかかる軽微な変更は指定部分工期末までに変更契約手続きを行う必要がある

※ 契約担当官等（会計法第29条の2（契約事務の委任）第3項及び第5項に規定された契約担当官及び会計法第13条（支出負担行為事務の委任）第3項及び第5項に規定された支出負担行為担当官、または、会計法第46条の3（事務の代理等）規定された代理の契約担当官及び支出負担行為担当官をいう。）の承認とは、契約書の各条項別に添って手続きされた設計変更の内容について、監督職員から報告を受けた契約担当官等が変更内容について承認することをいう。

6. 設計変更にかかわる資料の作成

設計変更にかかわる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査と内容確認

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第18条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認出来る資料を添付し書面にて「施工条件確認請求」を提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としない。

<契約書第18条第1項>

発注者

施工条件確認請求に基づき調査を実施し、書面にて調査結果を通知

施工条件確認請求に添付された資料の作成費用は設計変更の対象としない。

受注者

第18条第1項に該当する事実を発見



現地との設計内容の違いについて、確認出来る資料を添付し書面にて「施工条件確認請求」を提出



6. 設計変更にかかわる資料の作成

(2) 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約書」第18条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、同条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は以下の手続きによるものとする。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に係わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に係わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤費用の算定は、「漁港漁場関係工事積算基準」による。

< 契約書第18条第4項 >

発注者

受注者

設計図書の訂正又は変更は発注者

～ 設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは ～

- ・設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認
- ・必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に書面により指示

設計変更に係わる資料を作成→提出

資料を確認
この資料の作成費用は設計変更の対象。

7. 条件明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、工事毎の多様な施工条件の調査、把握を十分に行い、設計図書において的確に明示する必要がある。

「漁港・漁場工事の工期の設定に関するガイドライン」(令和4年4月策定)において、設計図書において的確に条件明示されているかを網羅的に確認できる「施工条件チェックリスト」を入札公告時に提供することが定められたことも踏まえ、発注者は条件明示等に誤謬・不足が極力生じないように努めることとする。

但し、施工条件は、必ずしも工事の実施期間中に起こる可能性がある全ての事象を明示できるわけではない。そのため、契約後、明示された条件に変更が生じた場合は、必要に応じて受発注者間で協議のうえ 契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

【条件明示事項】

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、他の工事の開始又は完了の時期 2. 施工期間、工事の着手時期、施工時間帯及び施工方法が制限される場合は、特定される施工期間、工事の着手時期、施工時間帯及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、その協議の成立見込み時期 4. 他官庁、その他関係機関との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工事費及び工程に影響がある場合は、当該条件 5. 休日確保型の試行を明記
用 地 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等の確保に未処理部分がある場合は、その処理の見込み時期 2. 施工者にケーソン、ブロック等の製作ヤード及び仮置場所を指定する必要がある場合は、その内容(場所、範囲、荷重条件、期間、有償・無償の別等) 3. 作業船を回航する場合で、係留場所及び緊急避難場所等を指定する必要がある場合は、その内容(場所、係留条件等)
公 害 対 策 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止(家屋、水質、騒音、振動・防塵等)のため、施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容 2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合は、家屋、水質、騒音、振動等の調査方法・内容、範囲等 3. 底質ダイオキシン類対策が必要な場合、その内容 4. 土壌汚染対策が必要な場合、その内容

7. 条件明示

明 示 項 目	明 示 事 項
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設、保安設備、保安要員又は交通誘導員を設置及び配置する場合は、その内容 2. 安全監視船を配置する場合は、その内容(期間、隻数、規格等) 3. 発破作業等の保安設備、保安要員を設置及び配置する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 4. 潜水作業における潜水病対策の設備を設置する場合は、その内容 5. 水雷保険等の内容 6. 鯨対策 7. 工事区域に埋設物がある場合は、それに影響を及ぼさない方法
工事中道路関係及び船舶経路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事中資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は、その経路、期間等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置を行わせる場合は、その処置内容 2. 仮設路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮設路に関する安全施設等を設置する場合は、その内容 (2) 仮設路の工事中終了後の処置(存置又は撤去) (3) 仮設路の維持及び補修を行わせる場合は、その内容 (4) 仮設路の構造及びその施工方法 3. 工事中のため一般道路を占有する場合は、その内容(期間、範囲及び条件等) 4. 作業船の移動経路に指定及び時間等の制限がある場合は、その内容
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮道路、仮橋、足場、汚濁防止膜、測量櫓、仮設棧橋等の仮設物を次年度にわたり使用する場合は又は他の工事に転用若しくは兼用する場合は、その内容 2. 安全対策上、重要な仮設物の設計条件、構造及び施工方法 3. 仮設備を使用(供用)する場合で、使用制限や使用条件がある場合は、その内容 4. 仮設備の管理方法
作業船関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業船を指定する必要がある場合は、その内容(船種、規格、性能等) 2. 作業船の回航内容を指定する必要がある場合は、その内容(船種、規格、性能、時期、回数、往復・片道の別、入出港名(仕出港、仕向港)、回航保険等)
再生資源関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特定建設資材を利用又は特定建設資材廃棄物が発生する場合はその分別解体等・再資源化等の方法並びに再生資源を活用する場合等はその種類・規格等の諸条件

7. 条件明示

明 示 項 目	明 示 事 項
工事支障物件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事区域等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合は、その内容（位置、構造等） 2. 工事支障物件がある場合は、その移設、撤去、防護等の内容（方法、時期等）
排水工（汚水処理を含む）関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 濁水、湧水等の処理で特別な対策が必要な場合は、その内容 2. ポンプ浚渫等における余水処理条件等がある場合は、その内容 3. 汚濁防止対策が必要な場合は、その内容（設備等）
環境物品等の調達	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、資材、建設機械若しくは工法を使用し又は目的物を構築する公共工事の調達を積極的に推進する場合、その内容
電子納品	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全ての工事及び業務について電子納品の内容
施工管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 六価クロム溶出試験 <ol style="list-style-type: none"> (1) 六価クロム溶出試験を行う場合、その試験内容 2. アルカリ骨材抑制対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) アルカリ骨材抑制対策を実施する場合、その内容 3. コンクリート構造物の耐久性確保 <ol style="list-style-type: none"> (1) コンクリート構造物の耐久性確保が必要な場合、その内容 4. レディーミクストコンクリートの品質確保
各種調査	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施工実態調査・施工合理調査対象工事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施工情報調査対象工事の場合、その調査内容 (2) 新規歩掛検討調査対象工事の場合、その調査内容 (3) 施工合理化調査対象工事等の場合、その調査内容 2. 諸経費動向調査対象工事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諸経費動向調査対象工事の場合、その調査内容

7. 条件明示

明 示 項 目	明 示 事 項
その他	<ol style="list-style-type: none">1. 工事用資機材等の保管、運般方法等を指定する必要がある場合は、その内容(場所、内容、期間等)2. 工事現場発生品がある場合は、その内容(品名、数量、現場内での使用の有無、納入場所等)3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その内容(品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡時期、仮置状況図、支給範囲、積出想定場所等)4. 工事用電力等を使用する場合は、その内容5. 基礎地盤の地質条件が施工方法等に影響を及ぼす場合は、その内容(性状等)6. 材料に指定メーカー及び産地指定がある場合は、その内容7. 現場環境改善<ol style="list-style-type: none">(1) 仮設備の現場環境改善の取組について指示する必要がある場合は、その内容8. 浚渫等において、施工区域及びその周辺に地下埋設された横断工作物(電線、ガス管、水道管等)が想定される場合は、その内容(概略位置等)9. 当初発注時点において、未計上の場合の条件明示10. その他、条件明示をすべき事項がある場合は、その事項及び内容